平成 24 年５月 11 日

各　位

会社名　　旭ダイヤモンド工業株式会社
代表者名　代表取締役社長　川嶋　一夫
（コード番号 6140　東証第１部）
問合せ先　代表取締役専務管理本部長　山田 悟郎
（ＴＥＬ（03）3222 -6311）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年５月 11 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 24 年 6 月 27 日開催予定の第 93 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定、並びに、社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。（定款第 30 条及び第 39 条）

なお、取締役の責任免除の規定（定款第 30 条）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

また、上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

２．変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（新設）	〔取締役の責任免除〕 第 30 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外取締役との間に、その会社法第 423 条第１項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。
第 30 条～第 37 条　（条文省略）	第 31 条～第 38 条　（現行どおり）

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変　更　案
（新設）	〔監査役の責任免除〕 第 39 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外監査役との間に、その会社法第 423 条第１項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。
第 38 条～第 41 条　（条文省略）	第 40 条～第 43 条　（現行どおり）

３．日　程

定款変更のための株主総会開催日　　平成 24 年６月 27 日

定款変更の効力発生日　　平成 24 年６月 27 日

以　上